

令和7年度 木城町

奨学金の貸付について

3/21
締切

木城町では能力があるにもかかわらず経済的な理由によって就学困難な方に対して奨学金の貸付事業を行っております。あくまで貸付となりますので、貸付終了(卒業)後の償還(返済)について、十分考慮のうえ申込みをお願いいたします。

対象者

高等学校、大学、高等専門学校、専修学校に入学する方及び在学中の方
※ただし、保護者が町内に住所を有している方の子弟に限ります。

貸与月額

高校生10,000円 大学生・専門学校生・専修学校生30,000円

貸与期間

貸与を受ける学生が在学する学校における正規の修学期間

貸与方法

奨学生に決定した日の属する月額分から貸与
3ヵ月分を年4回に分けて貸与(5月・7月・10月・1月)

必要書類

- ①奨学金貸付願書(様式第1号) ②奨学生推薦調書(様式第2号)
③最終学年学業成績証明(卒業又は在学校の学校長に依頼してください。新1年生は前年度在籍した学校に依頼してください。)
④在学証明書(令和7年4月以降分)
⑤貸付を受ける本人名義の通帳の写し(金融機関・口座情報記載部分)
※提出していただいた書類等は返却はいたしません。

申込期間

令和7年3月3日(月)から令和7年3月21日(金)まで(必着)

奨学生の決定

4月中旬の選考委員会で審査し決定後、本人へ通知します。
決定通知を受け取ったら、
1. 誓約書(※保護者(1名)、連帯保証人(1名)・・・実印必要)
2. 印鑑証明(※保護者(1名)、連帯保証人(1名)とも必要) の提出が必須になります。

償還期限

貸付の終了した月の翌月から5ヵ年間以内の償還
※毎年度の償還期間は、年度末(3月31日)です。

償還方法

償還期間内において、①月賦、②半年賦、③年賦、④一括返済を選択可
(コンビニ納付書で24時間償還可・口座振替も可能)

貸付利息

無利息 延滞金 延滞金100円につき年7.3%

お願い

償還された奨学金は後輩の奨学金等として再び活用されますので、必ず期限内に償還してください。

その他

※一定の条件を満たした方に育英資金・奨学金の返還免除制度があります。



▶▶ 木城町教育委員会 学校教育係 0983-32-2369

〒884-0102

木城町大字椎木2146番地1総合交流センターリバリス

